

令和6年12月13日

令和6年第4回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	78	貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	3
〃	79	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	80	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	19
〃	81	損害賠償の額を決定する件	20
〃	82	令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号）の件	21
〃	83	令和 6 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件	26

議案第 78 号

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例

(貝塚市職員給与条例の一部改正)

第1条 貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の68.75」を「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改め、同条第4項中「、「100分の170」を「「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第29条の4第2項第1号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第3を次のように改める。

(次のよう 別記)

別表第4の1の項中「380,000円」を「392,000円」に改め、同表2の項中「427,000円」を「440,000円」に改め、同表3の項中「477,000円」を「492,000円」に改め、同表4の項中「539,000円」を「555,000円」に改める。

第2条 貝塚市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「、「100分の70」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「、「100分の95」に改める。

第29条の4第2項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び特定任期付職員」を加え、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 100分の77.5

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例(昭和32年貝塚市条例第365号)の一部を次のように改正する。

別表第5(ア) 行政職初任給基準表を次のように改める。

試験又は職務名			学歴免許等	初任給
正規の試験	事務員 消防士	上級		225,600円
	技術員	中級		213,600円

	初級	201,000円
保育教諭・保健師	大学卒	225,600円
	短大3卒	220,000円
	短大2卒	213,600円
	高校卒	201,000円
技能労務職員（給食調理員を除く。）	高校卒	194,500円
給食調理員	高校卒	186,900円

別表第5(イ) 医療職初任給基準表中	「	初任給	「	初任給
		347,500円		368,500円
		306,100円		331,300円
		224,100円		244,800円
		202,400円		225,600円
		202,400円		225,600円
		187,300円	を	213,600円
		202,400円		225,600円
		196,200円		220,000円
		187,300円		213,600円
		176,100円		201,000円
		170,900円		194,500円
		176,100円		201,000円
	」		」	

に改める。

（貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年貝塚市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項中「扶養手当の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

第26条第3項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

別表を次のように改める。

（次のよう 別記）

第5条 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の貝塚市職員給与条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例

別表第5の規定並びに第4条の規定による改正後の貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項及び第4項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第26条第3項及び別表の規定は、令和6年4月1日（次項において「切替日」という。）から適用する。

（切替え期間中に退職した職員の給与の取扱い）

- 3 切替日からこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までの間において退職（失職及び免職を含む。ただし、退職の日又はその翌日に再び職員となった者及び切替日から施行日の前日までの間において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（他の規定により準用される場合を含む。）の規定による派遣の期間が終了した職員を除く。）をした職員の切替日以後その退職をした日までの期間に係る給与の額は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の貝塚市職員給与条例又は第4条の規定による改正前の貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第3（第6条関係）

（ア） 事務、技能職給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時間 勤務職 員以外 の職員	1	415,600	415,600	373,400	335,000	287,300	261,300	230,000	183,500
	2	418,000	418,000	376,000	336,900	288,900	262,300	231,500	184,600
	3	420,500	420,500	378,300	338,700	290,400	263,300	233,000	185,800
	4	422,900	422,900	380,500	340,500	291,900	264,300	234,500	186,900
	5	424,800	424,800	382,400	342,200	293,400	265,300	236,000	188,000
	6	426,900	426,900	384,700	343,900	294,900	266,300	237,500	189,700
	7	429,000	429,000	386,800	345,500	296,300	267,300	239,000	191,300
	8	431,200	431,200	388,800	347,200	297,600	268,300	240,500	192,900
	9	433,100	433,100	390,800	348,800	298,800	269,300	242,000	194,500
	10	435,200	435,200	393,100	350,500	300,300	270,300	243,400	196,200
	11	437,300	437,300	395,300	352,100	301,800	271,300	244,800	197,800
	12	439,200	439,200	397,500	353,700	303,200	272,300	246,200	199,400
	13	440,900	440,900	399,700	355,200	304,600	273,300	247,400	201,000
	14	442,700	442,700	402,000	356,900	305,700	274,300	248,600	202,700
	15	444,600	444,600	404,200	358,500	306,700	275,300	249,800	204,400
	16	446,500	446,500	406,500	360,100	307,900	276,400	251,000	206,100
	17	448,300	448,300	408,300	361,700	309,100	277,400	252,100	207,400
	18	450,100	450,100	410,200	363,500	310,700	278,700	253,200	209,000
	19	451,900	451,900	412,100	365,000	312,300	280,000	254,300	210,600
	20	453,600	453,600	413,900	366,600	313,900	281,200	255,400	212,100
	21	455,400	455,400	415,700	368,000	315,400	282,500	256,400	213,600
	22	456,900	456,900	417,500	369,600	317,000	283,800	257,400	215,200
	23	458,300	458,300	419,300	371,200	318,600	285,000	258,400	216,800
	24	459,800	459,800	421,100	372,700	320,200	286,200	259,400	218,400
	25	461,200	461,200	422,700	374,600	321,700	287,300	260,400	220,000
	26	462,500	462,500	424,200	376,500	323,400	288,500	261,300	221,700
	27	463,800		425,700	378,400	325,000	289,800	262,200	223,000
	28	465,000		427,200	380,200	326,600	291,100	263,100	224,300
	29	466,000		428,700	381,700	328,000	292,400	263,900	225,600
	30	466,700		430,000	383,500	329,700	293,400	264,700	226,700

31	467, 400		431, 300	385, 200	331, 400	294, 400	265, 500	227, 800
32	468, 100		432, 500	386, 800	333, 000	295, 500	266, 300	228, 900
33	468, 800		433, 700	388, 500	334, 200	296, 600	267, 000	230, 000
34	469, 500		435, 000	389, 900	336, 100	297, 800	267, 800	231, 100
35	470, 100		436, 300	391, 300	337, 800	298, 900	268, 600	232, 200
36	470, 700		437, 500	392, 700	339, 400	300, 100	269, 300	233, 300
37	471, 200		438, 700	394, 100	340, 900	301, 300	270, 000	234, 400
38	471, 800		439, 500	395, 300	342, 500	302, 600	270, 800	235, 400
39	472, 400		440, 300	396, 500	344, 100	303, 900	271, 600	236, 400
40	473, 000		441, 100	397, 500	345, 700	305, 200	272, 300	237, 300
41	473, 500		441, 700	398, 600	347, 400	306, 500	273, 000	238, 200
42	474, 000		442, 300	399, 800	349, 200	307, 800	273, 800	239, 100
43	474, 400		442, 900	400, 900	351, 000	309, 100	274, 600	239, 900
44	474, 700		443, 500	402, 000	352, 800	310, 400	275, 300	240, 700
45	475, 000		444, 200	402, 700	354, 300	311, 700	276, 000	241, 400
46			445, 000	403, 400	355, 700	313, 000	276, 700	242, 000
47			445, 400	404, 100	357, 100	314, 300	277, 400	242, 600
48			446, 100	404, 800	358, 500	315, 400	278, 100	243, 200
49			446, 600	405, 400	360, 000	316, 300	278, 800	243, 800
50			447, 000	406, 000	360, 800	317, 600	279, 500	244, 400
51			447, 400	406, 500	361, 800	318, 900	280, 200	245, 000
52			447, 800	406, 900	362, 800	320, 200	280, 900	245, 500
53			448, 200	407, 300	363, 700	321, 400	281, 500	246, 000
54			448, 600	407, 500	364, 800	322, 700	282, 200	246, 400
55			449, 000	407, 800	365, 700	323, 900	282, 800	246, 700
56			449, 300	408, 100	366, 700	325, 100	283, 500	247, 000
57			449, 600	408, 400	367, 600	326, 400	284, 100	247, 300
58			450, 000	408, 700	368, 300	327, 500	284, 800	247, 600
59			450, 300	409, 000	369, 000	328, 600	285, 400	247, 900
60			450, 600	409, 300	369, 600	329, 700	286, 100	248, 200
61			450, 900	409, 500	370, 000	330, 400	286, 700	248, 500
62				409, 800	370, 600	331, 300	287, 400	248, 800
63				410, 100	371, 300	332, 000	288, 000	249, 100
64				410, 400	372, 000	332, 800	288, 500	249, 400
65				410, 600	372, 300	333, 600	289, 000	249, 700

66				410, 900	373, 000	334, 000	289, 600	250, 000
67				411, 200	373, 700	334, 600	290, 100	250, 300
68				411, 500	374, 300	335, 300	290, 700	250, 600
69				411, 700	374, 600	336, 100	291, 200	250, 900
70				412, 000	375, 100	336, 800	291, 700	251, 200
71				412, 300	375, 700	337, 500	292, 300	251, 500
72				412, 500	376, 300	338, 100	292, 900	251, 800
73				412, 700	376, 600	338, 600	293, 400	252, 100
74				413, 000	377, 200	339, 200	293, 900	252, 400
75				413, 300	377, 900	339, 700	294, 300	252, 700
76				413, 500	378, 500	340, 300	294, 600	253, 000
77				413, 700	378, 900	340, 600	294, 800	253, 300
78					379, 400	341, 100	295, 100	253, 600
79					380, 000	341, 500	295, 300	253, 900
80					380, 500	341, 900	295, 600	254, 200
81					381, 000	342, 300	295, 800	254, 500
82					381, 600	342, 800	296, 000	254, 800
83					382, 100	343, 300	296, 300	255, 100
84					382, 400	343, 800	296, 500	255, 400
85					382, 800	344, 100	296, 800	255, 700
86					383, 300	344, 500	297, 100	256, 000
87					383, 700	344, 900	297, 400	256, 300
88					384, 100	345, 300	297, 700	256, 600
89					384, 500	345, 600	298, 000	256, 900
90					385, 000	346, 000	298, 300	257, 200
91					385, 400	346, 400	298, 600	257, 500
92					385, 800	346, 800	299, 000	257, 800
93					386, 100	347, 000	299, 200	258, 100
94						347, 400	299, 400	
95						347, 800	299, 700	
96						348, 200	300, 100	
97						348, 400	300, 300	
98						348, 800	300, 600	
99						349, 200	301, 000	
100						349, 500	301, 400	

	101					349,800	301,600	
	102					350,200	301,900	
	103					350,600	302,200	
	104					351,000	302,500	
	105					351,500	302,700	
	106					351,900	303,000	
	107					352,300	303,300	
	108					352,700	303,600	
	109					353,200	303,800	
	110					353,600	304,200	
	111					353,900	304,600	
	112					354,200	304,900	
	113					354,700	305,100	
	114						305,300	
	115						305,600	
	116						306,000	
	117						306,200	
	118						306,400	
	119						306,700	
	120						307,000	
	121						307,400	
	122						307,600	
	123						307,900	
	124						308,200	
	125						308,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員				294,900	279,700	260,000	239,800	219,500

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

(イ) 医療職給料表

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1	540,400	484,400	426,700	370,000	300,300
2	543,500	486,200	428,700	372,600	303,800
3	546,600	488,000	430,700	375,100	307,300
4	549,700	489,800	432,600	377,600	310,700
5	552,800	491,600	434,500	380,100	314,100
6	555,900	493,300	436,100	382,800	317,600
7	559,000	495,000	437,700	385,500	321,000
8	562,100	496,700	439,300	388,100	324,400
9	565,200	498,400	440,900	390,200	327,800
10	568,300	500,500	442,700	392,700	331,300
11	571,400	502,600	444,500	395,200	334,700
12	574,500	504,700	446,300	397,700	338,100
13	577,600	506,700	448,100	400,300	341,500
14	580,700	508,600	449,900	403,000	344,600
15	583,800	510,700	451,700	405,600	347,700
16	586,700	512,700	453,500	408,100	350,800
17	589,100	514,600	455,100	410,500	354,000
18	591,500	516,600	457,100	412,700	357,100
19	593,900	518,600	459,000	414,800	360,200
20	596,100	520,400	460,900	416,900	363,200
21	597,600	522,200	462,300	419,000	366,200
22	599,100	524,000	464,100	420,500	368,500
23	600,600	525,800	465,900	422,000	370,800
24	602,100	527,600	467,700	423,500	373,000
25	603,200	529,200	469,500	424,900	374,900
26	604,300	531,000	471,300	426,400	376,600
27	605,200	532,800	473,100	427,900	378,300
28	606,400	534,600	474,900	429,300	380,100
29	607,400	536,200	476,700	430,700	381,900
30	608,400	538,000	478,500	432,200	383,700
31	609,400	539,800	480,300	433,700	385,300

32	610, 400	541, 500	482, 100	435, 100	386, 700
33	611, 400	543, 100	483, 900	436, 500	388, 100
34	612, 400	544, 900	485, 800	438, 000	389, 600
35	613, 400	546, 600	487, 700	439, 500	391, 100
36	614, 400	548, 300	489, 600	440, 900	392, 600
37	615, 400	549, 800	491, 500	442, 300	394, 100
38	616, 400	551, 400	493, 200	443, 700	394, 800
39	617, 400	552, 800	495, 000	445, 100	395, 400
40	618, 400	554, 400	496, 800	446, 500	396, 100
41	619, 400	555, 900	498, 400	447, 900	397, 000
42		557, 300	500, 200	449, 300	397, 600
43		558, 700	502, 000	450, 700	398, 200
44		560, 000	503, 600	452, 100	398, 800
45		561, 200	505, 000	453, 500	399, 400
46		562, 200	506, 700	454, 900	399, 900
47		563, 200	508, 500	456, 300	400, 400
48		564, 200	510, 200	457, 700	400, 900
49		565, 200	511, 700	459, 100	401, 400
50		566, 100	513, 000	460, 800	401, 800
51		567, 000	514, 300	462, 400	402, 200
52		567, 900	515, 600	464, 000	402, 600
53		568, 700	516, 600	465, 600	403, 000
54		569, 600	517, 900	466, 800	403, 400
55		570, 500	519, 200	468, 000	403, 800
56		571, 400	520, 500	469, 100	404, 200
57		572, 300	521, 500	470, 100	404, 600
58		573, 200	522, 300	471, 100	405, 000
59		574, 100	523, 100	472, 000	405, 400
60		574, 800	523, 900	472, 800	405, 800
61		575, 700	524, 800	473, 500	406, 100
62		576, 600	525, 600	474, 200	
63		577, 500	526, 400	474, 900	
64		578, 400	527, 100	475, 500	
65		579, 300	527, 900	476, 200	
66			528, 700	476, 900	

67			529,400	477,500	
68			530,300	478,100	
69			531,200	478,400	
70			532,000	479,000	
71			532,900	479,700	
72			533,800	480,400	
73			534,600	480,800	
74			535,500	481,400	
75			536,400	482,100	
76			537,100	482,800	
77			537,900	483,200	
78			538,800	483,800	
79			539,700	484,400	
80			540,600	484,900	
81			541,400	485,400	
82			542,300	485,900	
83			543,200	486,400	
84			544,100	486,900	
85			544,900	487,300	
86			545,800	487,800	
87			546,700	488,200	
88			547,600	488,700	
89			548,400	489,200	
90				489,800	
91				490,400	
92				490,800	
93				491,300	
94				491,900	
95				492,500	
96				493,000	
97				493,500	

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する医師（別表第４の２イ 医療職給料表等級別職務基準表の適用を受ける者）に適用する。

別表（第3条、第18条関係）

号給	給料月額
	円
1	170,300
2	171,400
3	172,500
4	173,600
5	174,700
6	175,800
7	176,900
8	178,000
9	179,100
10	180,200
11	181,300
12	182,400
13	183,500
14	184,600
15	185,800
16	186,900
17	188,000
18	189,700
19	191,300
20	192,900
21	194,500
22	196,200
23	197,800
24	199,400
25	201,000
26	202,700
27	204,400
28	206,100
29	207,400
30	209,000
31	210,600
32	212,100

33	213, 600
34	215, 200
35	216, 800
36	218, 400
37	220, 000
38	221, 700
39	223, 000
40	224, 300
41	225, 600
42	226, 700
43	227, 800
44	228, 900
45	230, 000
46	231, 500
47	233, 000
48	234, 500
49	236, 000
50	237, 500
51	239, 000
52	240, 500
53	242, 000
54	243, 400
55	244, 800
56	246, 200
57	247, 400
58	248, 600
59	249, 800
60	251, 000
61	252, 100
62	253, 200
63	254, 300
64	255, 400
65	256, 400
66	257, 400
67	258, 400

68	259, 400
69	260, 400
70	261, 300
71	262, 200
72	263, 100
73	263, 900
74	264, 700
75	265, 500
76	266, 300
77	267, 000
78	267, 800
79	268, 600
80	269, 300
81	270, 000
82	270, 800
83	271, 600
84	272, 300
85	273, 000
86	273, 800
87	274, 600
88	275, 300
89	276, 000
90	276, 700
91	277, 400
92	278, 100
93	278, 800
94	279, 500
95	280, 200
96	280, 900
97	281, 500
98	282, 200
99	282, 800
100	283, 500
101	284, 100
102	284, 800

103	285, 400
104	286, 100
105	286, 700
106	287, 400
107	288, 000
108	288, 500
109	289, 000
110	289, 600
111	290, 100
112	290, 700
113	291, 200
114	291, 700
115	292, 300
116	292, 900
117	293, 400
118	293, 900
119	294, 300
120	294, 600
121	294, 800
122	295, 100
123	295, 300
124	295, 600
125	295, 800
126	296, 000
127	296, 300
128	296, 500
129	296, 800
130	297, 100
131	297, 400
132	297, 700
133	298, 000
134	298, 300
135	298, 600
136	299, 000
137	299, 200

138	299, 400
139	299, 700
140	300, 100
141	300, 300
142	300, 600
143	301, 000
144	301, 400
145	301, 600
146	301, 900
147	302, 200
148	302, 500
149	302, 700
150	303, 000
151	303, 300
152	303, 600
153	303, 800
154	304, 200
155	304, 600
156	304, 900
157	305, 100
158	305, 300
159	305, 600
160	306, 000
161	306, 200
162	306, 400
163	306, 700
164	307, 000
165	307, 400
166	307, 600
167	307, 900
168	308, 200
169	308, 500

議案第 79 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（平成 4 年貝塚市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「100 分の 122.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に、「100 分の 222.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 232.5」を「100 分の 227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第 6 条の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例第 6 条の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例第 6 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第 6 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 80 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年貝塚市条例第335号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第 2 条 貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第 4 条の規定は、令和 6 年12月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例第 4 条の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第 4 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第 4 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 81 号

損害賠償の額を決定する件

令和6年8月29日、貝塚警察署の駐車場において、本市職員が、公用車を駐車するため後退した際に、同車の左側面が隣接して駐車していた自動車の右後部に接触したことにより、その一部を損傷させた事故について、損害賠償の額を決定するものとする。

令和6年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 損害賠償の額 1,049,000円
- 2 損害賠償の相手 [REDACTED]

議案第 82 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 , 7 9 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 , 6 8 9 , 5 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		6,268,839	49,925	6,318,764
	1. 地方交付税	6,268,839	49,925	6,318,764
14. 国庫支出金		8,478,338	14,369	8,492,707
	2. 国庫補助金	1,932,757	14,369	1,947,126
21. 市債		1,367,378	21,500	1,388,878
	1. 市債	1,367,378	21,500	1,388,878
歳 入 合 計		38,603,774	85,794	38,689,568

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		254,703	1,085	255,788
	1. 議会費	254,703	1,085	255,788
3. 民生費		19,006,013	27,800	19,033,813
	2. 児童福祉費	7,812,487	19,000	7,831,487
	3. 生活保護費	3,244,652	8,800	3,253,452
4. 衛生費		3,510,944	13,800	3,524,744
	1. 保健衛生費	791,945	7,800	799,745
	2. 清掃費	1,768,486	6,000	1,774,486
10. 教育費		2,917,627	43,109	2,960,736
	3. 中学校費	418,097	43,109	461,206
歳 出 合 計		38,603,774	85,794	38,689,568

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
公 立 学 校 情 報 機 器 整 備 事 業	令和6年度～令和12年度	380,000千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
学 校 施 設 整 備 事 業	千円 35,100	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 25	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 56,600	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	1,367,378									1,388,878								

議案第 83 号

令和 6 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	2,255,574 千円	4,047 千円	2,259,621 千円
第 1 項 営業費用	1,818,211 千円	4,047 千円	1,822,258 千円

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	415,675 千円	4,047 千円	419,722 千円

令和 6 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了